



【通勤手当】交通用具使用者の支給月額を51,500円⇒66,400円（100km以上）に  
引上げ。〔2026年1月から〕

交通用具使用者の駐車場等の利用に対する手当を上限1か月あたり5,000円で新設。  
ただし、具体的な手当額の算定方法、複数の駐車場を利用する場合の取扱い、職員駐車  
場料金の取扱い等は示されていない。〔2026年4月から〕 ⇒確定闘争課題に移行

交通用具使用者の既存距離区分の手当額改善については、報告において具体的時期を  
示さず「総合的に勘案し、手当額を引き上げる…ことが適当」との言及にとどまる。国  
や他県の2025年4月遡及実施と比較すると、懸念が残る。 ⇒確定闘争課題に移行

その他、特勤手当に準ずる手当の改善、獣医師の処遇改善が報告で言及されて確  
定闘争課題に移行するとともに、宿日直手当の改善等が勧告された。一方、住居手当改  
善をはじめ、今回の勧告・報告で言及がされないままの課題も山積している。

県財政事情等を口実とした凍結・値切りを許さず、人事委員会の勧告・報告を確実に  
実施させるためには、引き続き**確定闘争の取り組みが重要**である。県職労は地公共闘に  
結集し、要求実現に向け全力を挙げて取り組む。

ステージは確定闘争へ！「知事あて大型ハガキ」への取り組みに全職員で結集しよう。

【勧告】（4月遡及実施）

- ①月例給：較差3.03%・10,975円（民間372,727円、職員361,752円）に基づく改定。  
初任給（大卒程度12,000円、高卒程度12,200円増）及び若年層に重点を置き給料表全  
体を引上げ改定。（給与改定額は10,968円（行政職給料表適用者））
- ②一時金：較差0.05月（民間4.65月、職員4.60月）に基づき**期末手当・勤勉手当を各0.025月  
引上げ4.65月**。再任用職員は**期末手当・勤勉手当を各0.025月、計0.05月引上げ2.45月**。

		6月期	12月期
2025年度	期末手当	1.2500月（支給済み）	1.2750月（現行1.2500月）
	勤勉手当	1.0500月（支給済み）	1.0750月（現行1.0500月）
2026年度	期末手当	1.2625月	1.2625月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月
再任用	2025年度	期末手当	0.7000月（支給済み）
		勤勉手当	0.5250月（現行0.5000月）
	2026年度	期末手当	0.7125月
		勤勉手当	0.5125月

【報告】（主な事項のみ）

- ① **仕事と生活の両立支援**：必要な両立支援制度を選択できるよう、必要な改善を図ると  
ともに、制度の周知や利用しやすい環境の整備に取り組む必要がある。
- ② **長時間勤務の解消等**：定例的業務による恒常的長時間勤務と、災害等の突発業務によ  
る長時間勤務を区別し、要因の整理・分析を踏まえた対策が必要。
- ③ **ハラスメント防止対策**：相談しやすい環境整備、未然防止、行為者に対する適切な指  
導等が重要。カスハラには、組織として迅速・適切な対応が必要。
- ④ **心身の健康増進**：不調の予防と早期発見、早期対応の取組がより一層必要。人事委員  
会は労働基準監督機関として必要な指導・助言を行っていく。